

改正	昭和三十九年 八月 一日規則第五二号	昭和三十九年 八月 一日規則第五二号
	昭和四十九年十一月 一日規則第八〇号	昭和四十九年十一月 一日規則第八〇号
	昭和五十四年 二月二三日規則第五号	昭和五十四年 二月二三日規則第五号
	平成一〇年 五月一九日規則第五七号	平成一〇年 五月一九日規則第五七号
	平成一二年 三月二四日規則第三四号	平成一二年 三月二四日規則第三四号
	平成一四年 三月二六日規則第二五号	平成一四年 三月二六日規則第二五号
	令和 六年 三月二九日規則第三六号	令和 六年 三月二九日規則第三六号

千葉県漁港管理条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県漁港管理条例（昭和三十五年千葉県条例第十七号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において用いる用語の意義は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和三十五年法律第三十七号）及び条例の例による。

全部改正〔平成一二年規則三四号〕、一部改正〔平成一四年規則二五号・令和六年三六号〕

（漁港施設関連用地）

第二条の二 条例第二条第一項に規定する規則で定めるものとは、次の各号に掲げる土地をいう。

- 一 漁港関連施設用地 水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和三十二年法律第二百四十二号）第二条に規定するものをいう。）等の施設又は流通加工施設であつて、漁港の管理及び運営に密接な関連を有すると知事が認めるものの用に供する土地
- 二 公用・公共用施設用地 漁港の背後の集落に必要な公用又は公共用の施設の用に供する土地
- 三 漁村再開発施設用地 漁業者（漁業法（昭和三十四年法律第二百六十七号）第二条第二項に規定するものをいう。）の集落の再開発若しくは生活環境の改善又は水産振興による地域の活性化と密接な関連を有すると知事が認める施設の用に供する土地

追加〔平成一二年規則三四号〕

（許可申請書等の様式）

第三条 条例の規定により、許可若しくは承認を受け、又は届出若しくは報告をしようとする場合は、次の各号に掲げる様式により知事に提出するものとする。

- 一 条例第三条第二項の規定による届出  
甲種漁港施設滅失（損傷）届（別記第一号様式）
- 二 削除
- 三 条例第六条第二項の規定による許可  
危険物等荷役許可申請書（別記第三号様式）
- 四 条例第九条第三項ただし書の規定による許可  
陸揚輸送及び出漁準備区域における停けい泊許可申請書（別記第四号様式）
- 五 条例第十条の規定による届出  
泊地利用届（別記第五号様式）又は岸壁（物揚場）利用届（別記第六号様式）
- 六 条例第十一条第一項の規定による届出  
入出港届（別記第八号様式）
- 七 条例第十一条第二項の規定による報告  
入出港状況報告書（別記第九号様式）
- 八 条例第十二条第一項の規定による許可  
甲種漁港施設占用許可申請書（別記第十号様式）
- 九 条例第十二条第四項の規定による許可  
甲種漁港施設占用期間更新許可申請書（別記第十一号様式）

- 十 条例第十三条第一項ただし書の規定による承認  
原状回復義務免除承認申請書（別記第十二号様式）
  - 十一 条例第十三条第二項の規定による届出  
甲種漁港施設占用廃止届（別記第十三号様式）
  - 十二 条例第十四条第一項の規定による許可  
甲種漁港施設使用許可申請書（別記第十四号様式）
  - 十三 条例第十六条第一項の規定による許可  
公示施設使用許可申請書（別記第十五号様式）
- 2 甲種漁港施設占用期間更新許可申請書を提出しようとする場合は、占用期間満了前二十日（占用期間が一月以内の場合にあつては五日）までにしなければならない。
- 3 甲種漁港施設占用廃止届を提出しようとする場合は、当該廃止の日から十日以内にしなければならない。
- 4 泊地、岸壁及び物揚場以外の甲種漁港施設に係る条例第十条の届出の様式については、当該漁港施設の漁港を所管する漁港事務所長の定めるところによる。

一部改正〔昭和四九年規則八〇号・五四年五号・平成七年六八号・一〇年五七号・一二年三四号・一三年一五号〕

（危険物等についての制限）

第四条 条例第六条第三項に規定する規則で定める危険物等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）別表に掲げる危険物
  - 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条から第六条までに規定する物
  - 三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一から別表第三までに掲げる物で医薬品以外の物
  - 四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に規定する患畜及び疑似患畜並びに病気のため死亡した牛、馬、めん羊、山羊及び豚
- 一部改正〔平成一〇年規則五七号〕

（承継届）

第五条 条例第十七条第一項の規定による相続人、合併又は分割により設置される法人その他の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、当該許可に基づく権利を承継する法人に限る。）は、承継後速やかに、甲種漁港施設占用許可承継届（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成七年規則六八号・一〇年五七号・一二年三四号・一三年一五号〕

（占用料等の徴収に関する手続）

第六条 条例第十八条の二に規定する占用料又は土砂採取料の納入方法、減免、分納その他徴収に関する手続については、使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の例による。

追加〔平成一二年規則三四号〕

（経由）

第七条 条例又はこの規則により知事に提出する申請書、届書及び報告書は、当該漁港の所在地を所管する漁港事務所長を経由しなければならない。

全部改正〔昭和五四年規則五号〕、一部改正〔平成一二年規則三四号〕

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

附 則（昭和三十九年八月一日規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年三月十四日規則第十三号）

- 1 この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千葉県漁港管理条例施行規則に定める別記様式によりなされた申請は、この規則による改正後の千葉県漁港管理条例施行規則に定める別記様式

によりなされたものとみなす。

附 則（昭和四十九年十一月一日規則第八十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年二月二十三日規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年七月二十一日規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年五月十九日規則第五十七号）

この規則は、平成十年六月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第三十四号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに別記第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日規則第十五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前に改正前の千葉県漁港管理条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十四年三月二十六日規則第二十五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和六年三月二十九日規則第三十六号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県漁港管理条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

（第三条第一項第一号）

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第二号様式 削除

〔平成13年規則15号〕

第三号様式

（第三条第一項第三号）

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第四号様式

(第三条第一項第四号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第五号様式

(第三条第一項第五号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・13年15号・令和6年36号〕

第六号様式

(第三条第一項第五号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・13年15号・令和6年36号〕

第七号様式 削除

〔平成12年規則34号〕

第八号様式

(第三条第一項第六号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第九号様式

(第三条第一項第七号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第十号様式

(第三条第一項第八号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第十一号様式

(第三条第一項第九号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第十二号様式

(第三条第一項第十号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第十三号様式

(第三条第一項第十一号)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第十四号様式

(第三条第一項第十二号)

追加〔平成10年規則57号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第十五号様式

(第三条第一項第十三号)

追加〔平成10年規則57号〕、一部改正〔平成11年規則89号・令和6年36号〕

第十六号様式

(第五条)

全部改正〔平成7年規則68号〕、一部改正〔平成10年規則57号・11年89号・17年25号・令和6年36号〕